

お知らせ



申請はお済みですか？

企業活動支援制度をご活用ください
高島市では、市内で事業を営まれている企業・事業主を対象とした支援制度を設けています。次の要件に該当する方は忘れず申請してください。

いずれも申請期限は、3月31日(水)までです。

【企業活動支援条例・設備投資奨励金】

▼交付対象

事業の用に供する建物、償却資産を新設もしくは増設され、固定資産税が賦課された場合。(今年度は、平成20年中に取得された投資に係る分。)

▼奨励金の額

新規設備投資に対する固定資産税の2分の1相当額を3年間交付。ただし、交付額の2分の1を地域通貨アイ力で支払います。

【企業活動支援条例・雇用増進奨励金】

▼交付対象

基準日(1月1日) 前1年間で市内従業員を増員した企業。(今年度は、平成21年1月1日と平成22年1月1日と比較。)
なお、常時雇用する従業員数によって要件が異なります。
・10人以下の企業 1人以上増員
・11人～20人の企業 2人以上増員
・21人以上の企業 5人以上増員

お知らせ
拡大版

タウン
トピックス

暮らしの
情報

みんなて
575

消費生活
省資源

教育委員会

健康生活

びょういん
だより

国保年金

図書館

窓口だより

歴史散歩

図 学校教育課
☎(32)4473

交通災害共済に加入を！

交通災害共済とは一人ひとりわずかな掛金を出し合い、不幸にして交通事故にあわれた方を救済しようとする共済制度です。万一の交通事故に備えて加入しましょう。

▼加入資格

市内に住民登録または外国人登録のある方、市内に勤務または在学している方

就学援助費の受給申請について

この制度は、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費など就学に係る経費の一部を援助するものです。

就学の援助が必要だとお考えの方は、児童生徒が就学されている学校へお問い合わせいただき、申請の手続きをしてください。

なお、家族構成や家族の所得状況によっては、認定されない場合があります。

また、年度途中でも申請を受け付けていますが、その場合、申請された月以降が支給対象となります。

共 済

募 集



都市計画審議会委員
(公募委員)を募集します

広く市民の皆さんの意見を市の都市計画に反映させるために、委員を募集します。

都市計画は、まちの将来像を決めるだけでなく、市民の生活にも大きな影響を及ぼすため、行政だけでなく学識経験者等の第三者からなる都市計画審議会で、審議・調査等を経た上で決定されることになっています。審議会では、用途地域の決定や都

奨励金の額

増加した従業員1人当たり10万円(障がい者は20万円)を交付。ただし、交付額の2分の1を地域通貨アイ力で支払います。

【地域経済緊急支援事業信用保証料補給金】

▼補給対象融資

①中小企業信用保険法第2条第4項の規定に基づき市長の認定を受けた滋賀県信用保証協会の保証付融資であること。
②融資実行日が平成20年4月1日から平成22年3月31日までであること。

▼補給率

保証協会に支払った信用保証料のうち、保証料率0.4%に相当する額以内。
※要件および申請手続きなど詳しくは商工観光課までお問い合わせください。また、高島市ホームページにも掲載しています。

商工観光課 ☎(25)8514

若者の住宅確保の支援制度を
ご活用ください

高島市では、市内で定住する若者を支援するため、若者の住宅確保支援制度を設け、住宅の新築や購入、リフォームの補助をしています。

住宅を平成20年中に市内業者で新築および購入された40歳未満の方で、

申請をされていない方は、お早めに申請してください。

その他、住宅のリフォームへの支援制度もあります。詳しくは、商工観光課までご相談ください。

《若者の住宅確保の支援制度》

(1) 新築住宅取得補助

▼対象者

高島市に定住される40歳未満の方
市内業者が建築した、または販売する新築住宅

▼対象経費

新築住宅(建物)に課税され納付いただいた固定資産税

▼補助金額

補助金は納付済み固定資産税(建物の1/2(限度額5万円/年)を地域通貨アイ力で5年間支払います。

(2) 住宅リフォーム補助

▼対象者

高島市に定住される方
・U・I・Jターナー者
・40歳未満の実家定住者
①市内の賃貸住宅等に居住する方で市内の実家に戻り定住しようとする方
②市内の実家に住んでいる者が結婚し、または1年以内に結婚する方で、引き続き同実家に定住しようとする方

▼対象住宅

対象者が所有する住宅、または所有を前提とする住宅

▼対象工事

市内業者が請け負う100万円以上のリフォーム工事

▼補助金額

補助金は地域通貨アイ力で、5年分割均等払い。

・対象者が40歳未満の場合、対象工事費の1/4を補助(限度額50万アイカ)
・対象者が40歳以上の場合、対象工事費の1/8を補助(限度額25万アイカ)

(3) 空き家リフォーム補助

▼対象者 空き家を貸し出そうとする空き家所有者

▼対象住宅

借り手の決まっている空き家

▼対象工事

市内業者が請け負う100万円以上のリフォーム工事

▼補助金額

補助金は空き家所有者に地域通貨アイ力で、5年分割均等払い。

・空き家を借りる方が40歳未満の場合、対象工事費の1/4を補助(限度額50万アイカ)
・空き家を借りる方が40歳以上の場合、対象工事費の1/8を補助(限度額25万アイカ)
※リフォーム補助は、着工前の申請が必要となります。
※申請手続きなど詳しくは商工観光課までお問い合わせください。

商工観光課 ☎(25)8514

できます。

図 交通景観政策課 ☎(22)0904

「働きながら資格が取れる！」
介護雇用プログラム

国の緊急雇用対策の一環で県が委託する事業者と求職者とは1年間の雇用契約を結び、施設等で働きながら無料でホームヘルパー2級などの資格を取得できます。なお、受講期間中も給料が支払われます。

▼対象者

離職失業者等のうち介護の資格を持たない方で、介護の職場で働く意欲があり1年間を通して福祉・介護サービス事業所で働ける方(具体的な要件はお問い合わせください。)

▼取得できる資格

ホームヘルパー2級など(事業者が受講する講座を決定します。)

▼採用予定人数

▼求人期間

1月下旬から開始。(事業者によって求人期間が異なりますので、ハローワークの求人票で確認してください。)

▼求職方法

県が委託する事業者の求人票があるハローワークで求職手続きを行ってください。